



2019年3月27日

各位

会社名 株式会社シーズ・ホールディングス
代表者 代表取締役社長 石原 智美
(コード番号：4924 東証第一部)
問合せ先 取締役財務部長 小杉 裕之
(TEL 03-6419-2500)

株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に係る承認決議に関するお知らせ

当社は、2019年2月14日付当社プレスリリース「株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」(以下「2019年2月14日付当社プレスリリース」といいます。)においてお知らせいたしましたとおり、株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に係る議案について、本日開催の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)は株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、2019年3月27日から2019年4月21日までの間、整理銘柄に指定された後、2019年4月22日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所において取引することはできませんので、ご注意くださいようお願いいたします。

記

1. 第1号議案(株式併合の件)

2019年2月14日付当社プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、当社株式について、以下の内容の株式併合(以下「本株式併合」といいます。)を実施するものであります。

- ① 併合する株式の種類
普通株式
- ② 併合比率
当社株式について、9,679,300株を1株に併合いたします。
- ③ 減少する発行済株式総数
48,634,316株
- ④ 効力発生前における発行済株式総数
48,634,321株

(注) 効力発生前における発行済株式総数は、当社が2018年12月10日に公表した平成31年7月期第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)に記載された2018年10月31日時点の発行済株式総数(48,635,255株)から、当社が2019年2月14日開催の取締役会において決議した、2019年4月24日付で消却する予定の、2019年1月31日時点で当社が所有する自己株式の数(934株)を控除した株式数です。

- ⑤ 効力発生後における発行済株式総数
5株
- ⑥ 効力発生日における発行可能株式総数

20株

⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法及び当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

本株式併合により、ジョンソン・エンド・ジョンソン並びに同社の完全子会社である株式会社C I C（以下「C I C」といいます。）及び同社が間接的にその議決権の100%を所有するCilag Holding AGの100%子会社であるCilag GmbH International以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数（会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第235条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を、会社法第235条その他の関係法令の規定に従って売却し、その売却により得られた代金を株主の皆様に対して、その端数に応じて交付いたします。当該売却について、当社は、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、当該端数の合計数に相当する当社株式をC I Cに売却すること、又は会社法第235条第2項の準用する同法第234条第4項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、当該端数の合計数に相当する当社株式を当社が買い取ることを予定しています。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、株主の皆様が所有する当社株式の数に、ジョンソン・エンド・ジョンソンが2018年10月29日から2019年1月10日までを買付け等の期間として行った当社株式に対する公開買付けにおける当社株式1株あたりの買付価格と同額である5,900円を乗じた金額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

2. 第2号議案（定款一部変更の件）

- (1) 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は20株に減少することとなります。かかる点を明確化するために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。
- (2) 本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は5株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第8条（単元株式数）及び第9条（単元未満株式についての権利）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

3. 株式併合の日程

本臨時株主総会開催日	2019年3月27日（水曜日）
整理銘柄指定日	2019年3月27日（水曜日）（予定）
当社株式の最終売買日	2019年4月19日（金曜日）（予定）
当社株式の上場廃止日	2019年4月22日（月曜日）（予定）
本株式併合の効力発生日	2019年4月25日（木曜日）（予定）

以上